

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 5 項の規定に基づき、くろまぐろ（大型魚）に関する令和 8 管理年度における数量を次のように変更したので、同条第 4 項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 8 年 10 月 1 日

山形県知事 吉村 美栄子

くろまぐろ（大型魚）に関する令和 8 管理年度（令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月末日までの期間をいう。）における漁業法第 16 条第 1 項に定める数量は、次のとおりとする。

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
88,500kg
- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
山形県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業	87,600kg
山形県くろまぐろ（大型魚）定置漁業	900kg

※くろまぐろ（大型魚）とは、くろまぐろのうち、30kg 以上のものをいう。